

**平成 29 年度官民協働海外留学支援制度**  
**～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】～**  
**募 集 要 項**

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、「日本再興戦略」、「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月に閣議決定）に基づき、2020年までに日本人の海外留学生数を倍増させるという目標の下、日本人の海外留学促進のために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）を創設しました。

このたび、多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献する意欲のある高校生を下記により募集します。

記

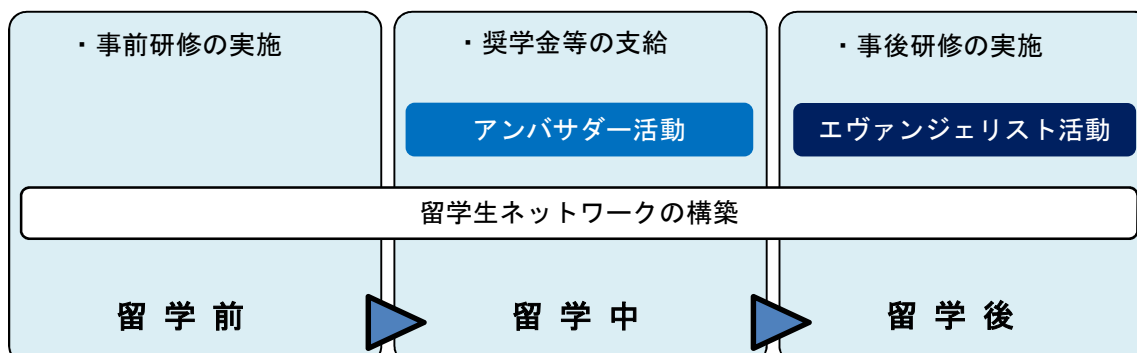
**1. 趣旨**

本制度は、海外での「異文化体験」や「自主活動」を伴う留学を推奨することにより、多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。生徒等が自ら立案・作成した計画に基づいた多様な留学を支援することで、個性あふれる多様な留学生から成るネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）を形成し、ネットワークの中での活動を通じてグローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

**2. 高校生コースの概要**

高校生コース（以下「本コース」という。）では、我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程に在籍する日本人生徒等に対し、諸外国への留学に必要な費用の一部を奨学金等として支給します。また、留学経験の質を高めるため、留学の前後に研修（以下「事前・事後研修」という。）を実施するほか、留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークを構築します。

また、本制度で支援を受ける生徒等には、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動（※1）”と、帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える“エヴァンジェリスト活動（※2）”にそれぞれ取り組んでいただきます。



※1 「アンバサダー活動」について

アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動です。世界に日本のファンを増やし、人脈を構築・継続させることが望まれます。

※2 「エヴァンジェリスト活動」について

エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に、自分の地域や学校等で留学の魅力や留学で得た体験を周囲に伝え、留学機運醸成に寄与することを目的とした活動です。報告会の開催やWEBでの発信などが想定されます。

### 3. 求める人材像

本コースでは次のような人材を求めます。

- (1) 日本人生徒等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材
  - ・ 世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
  - ・ 社会のために貢献しようとする志
  - ・ 失敗を乗り越え、試行錯誤しながら挑戦し続ける気持ち
  - ・ 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても挑戦する姿勢
- (2) 「日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3) 留学先において日本や日本の地域の良さを発信し、帰国後、日本において留学の意義や成果を積極的に発信する人材
- (4) 事前・事後研修や本制度で実施する諸活動に積極的に参加する人材

### 4. 定義

この要項において、「高等学校等」とは、我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程のことをいいます。

また、「派遣留学生」とは、我が国の高等学校等に在籍する生徒等で、本制度により奨学金等の支援を受ける生徒等をいいます。

## 5. 応募分野・支援予定人数

### (1) 応募分野

いずれの応募分野も、留学先の国や地域は自由に選ぶことができます。また、複数の国・地域において活動する計画についても応募可能です。

分野名		活動内容
アカデミック	テイクオフ	海外の語学学校等において外国語の習得を主たる目的とするプログラムに参加するとともに、留学先で外国語を用いて異文化交流を行うもの。 (新高校1年生対象のテイクオフは募集期間・審査方法が異なります)
	ショート	海外の高等学校や大学等の教育機関に在籍し、外国語を用いて様々な科目を学修したり、教育プログラムに参加するもの。 例) 大学等で実施されるサマースクール・サマーキャンプ、現地校へのターム留学等
	ロング	海外の高等学校等に長期間在籍し、外国語を用いて様々な科目を学修するもの。
プロフェッショナル		現在学んでいる専門知識・スキル等を活かして、あるいは将来的に携わりたいと考える領域について、実地研修やインターンシップ等を通じて専門知識やスキルの習得を目指すもの。 例) 農場、工場、病院等での実地研修、観光、IT、調理等のキャリアカレッジでの学修、インターンシップ等。
スポーツ・芸術		海外のトレーニングセンター、教育機関、芸術学校等に在籍し、現地指導者の下で技量の向上を目指すものや、現地でのレッスン・トレーニングを伴って大会等に参加するもの。
国際ボランティア		海外でのボランティア活動に参加し、体験を通じて国際協力についての理解を深めるもの。

※複数の分野の内容を含む留学計画での応募は可能ですが、主たる活動に該当する応募分野を1つ選んで応募する必要があります。その場合には、主たる活動が留学計画の要件(P. 4「6.(2) 留学計画の要件」を参照)を満たす必要があります。

### (2) 支援予定人数

派遣留学生の決定においては、本制度の趣旨に鑑み、地域間や高等学校等間の採用人数を調整する場合があります。

分野名		支援予定人数	
アカデミック	テイクオフ (※)	(新高校2～3年生向け)	120名
		(新高校1年生向け)	50名
	ショート	100名	
	ロング	20名	
プロフェッショナル		50名	
スポーツ・芸術		80名	
国際ボランティア		80名	
合計		500名	

※アカデミック（テイクオフ）新高校1年生について

平成29年4月に高等学校等に入学する生徒等（新高校1年生）については、募集期間・選考方法が異なります。詳細は、P.11の「11. スケジュール、応募書類の提出（アカデミック（テイクオフ）新高校1年生向け）」を参照願います。

## 6. 応募要件

### （1）派遣留学生の要件

本コースでは、次の①～⑨に掲げる要件を全て満たす生徒等を支援の対象とします。

- ① 日本国籍を有する生徒等又は日本への永住が許可されている生徒等
- ② 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する生徒等
- ③ 留学時に日本の高等学校等に在籍し、留学終了後も日本の高等学校等において卒業を目指す生徒等
- ④ 在籍高等学校等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する生徒等
- ⑤ 留学に必要な査証（ビザ）を確実に取得し得る生徒等
- ⑥ 他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その総額が、本制度による奨学金の総額を超えない生徒等  
※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
- ⑦ 本制度の高校生コースの第1期、第2期派遣留学生でない生徒等
- ⑧ 原則として、機構の第二種奨学金（予約採用）に掲げる家計基準を満たす生徒等  
※ただし、支援予定人数全体のうち、1割程度を上限に機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える生徒等を支援する予定です。
- ⑨ 文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生留学促進事業」の支援金を受けない生徒等

なお、上記要件を全て満たし、次の⑩に該当する生徒等も応募することができます。

- ⑩ 中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校（※）に在籍する3年生、平成29年4月に入学する高等学校等を通じた応募が可能な中学3年生

※学校教育法第71条に定める高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態の学校を指します。ただし、現時点で併設型の中高一貫教育校と同等の形態を持ち、数年以内に中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校への移行を予定している学校も対象となります。

### （2）留学計画の要件

本コースへの応募にあたっては、次の①～⑤の要件を全て満たす留学計画を作成してください。

- ① 平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画（※1）。
- ② 諸外国における留学期間が、分野ごとに規定する日数（※2）を満たす計画。
- ③ 留学先における受入機関（以下「留学先機関（※3）」という。）があり、留学計画の内容が「5.（1）応募分野」の規定を満たす計画。
- ④ 在籍高等学校等の校長が、教育上有益と認める計画。

⑤アンバサダー活動及び自主活動が含まれている計画。

自主活動とは、留学中に学修する授業や活動のほかに、応募生徒等が自身で計画して行う活動であり、エージェント等の企画するプログラム外の活動を指します。留学目的とは異なる活動（観光等）は自主活動として認められません。したがって、エージェント等の企画するプログラムを利用せず、自身にて作成した留学計画の場合には、自主活動は求められません。

また、自主活動を行う場所は留学先機関であっても構いません。

例) 現地の高校生と交流を図ったり共に学ぶ活動、留学の目的に沿った調査活動など

※1「帰国日」について

平成30年3月に在籍高等学校等を卒業予定の生徒等(高等専門学校<sup>1</sup>の学生においては3年次を修了予定の学生)は、平成30年3月31日までに帰国(日本に到着)する留学計画である必要があります。

※2「留学期間」について

留学期間とは、留学先機関等の発行する証明書(採用後、奨学金の支給を申請する際に提出)で確認される、授業・実習・プログラム等の開始日から終了日までの期間を指します。

分野名		留学期間
アカデミック	テイクオフ	2～3週間(14～21日)
	ショート	2週間～3か月(14～106日)
	ロング	4か月～1年(107～365日)
プロフェッショナル		2週間～3か月(14～106日)
スポーツ・芸術		2週間～3か月(14～106日)
国際ボランティア		2週間～3か月(14～106日)

- ・留学先国・地域への入国日や出国日に実施される授業・実習・プログラム等については、その活動が証明書によって証明される場合は留学期間として認めます。
- ・複数の留学先国・地域がある場合の国・地域間の移動日については、原則、留学期間に含まれませんが、移動日においても活動していることが証明される場合は留学期間に含まれます。
- ・「留学期間」以外の現地滞在期間は奨学金の支給対象日数には含めません。

留学期間以外の現地滞在日数は留学期間に対して長すぎないことを原則とし、前後合わせて一週間程度を目安とします。

ただし、各応募分野の要件を満たす学修活動以外であっても有益な活動を行う場合は、一週間を超える滞在を認めます。

(例：スポーツ・芸術分野の派遣留学生で、主たる活動の開始前に語学学校へ通学する場合など)

※3「留学先機関」について

留学先機関が個人の場合であっても、学修活動が十分に行えると判断され、また学修活動などを証明する書類が発行される場合であれば、留学先機関と認めます。

### (3) 派遣留学生在籍する高等学校等の要件

応募生徒等が在籍する高等学校等は、応募にあたり、次の①～④に掲げる要件を全て満たしてください。

- ① 留学中の派遣留学生の学修・自主活動状況を適切に管理する体制が取られていること。
- ② 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- ③ 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。
- ④ 派遣留学生の留学中あるいは留学の前後に本制度の運営等に影響を与える可能性のある問題等が発生した場合に、派遣留学生本人、その親権者及び機構と連絡がとれる体制を有し、事態の把握、收拾に努める体制が整備されていること。

※派遣留学生在籍が平成30年3月に在籍高等学校を卒業予定である場合でも、本制度による支援が完了するまで上記(3)に掲げる体制を有する必要があります。

## 7. 支援内容

### (1) 奨学金等の支給額

派遣留学生には、事前・事後研修参加費、授業料・現地活動費及び往復渡航費に充当されることを想定した奨学金を支給します。奨学金は、「留学期間」及び留学先地域に応じて定額を支給します。詳細は、別紙を参照願います。

また、奨学金の金額は「留学計画書」の日数によって決定し、「留学計画書」に記載されている留学日数から算出される金額からの増額はできません。

なお、奨学金等の申請手続きについては、採用決定後に送付する「事務手続きの手引き」にて通知します。

分野名	項目	事前・事後 研修参加費	奨学金		
			授業料	現地活動費	往復渡航費
アカデミック (テイクオフ)		定額支給 (別紙1)	定額支給 (別紙2-1、2-2「1.」)		
アカデミック (ショート) プロフェッショナル スポーツ・芸術 国際ボランティア			定額支給 (別紙2-1、2-2「2.」)		
アカデミック (ロング)			項目別に支給 (別紙2-1、2-2「3.」)		

### (2) 奨学金等の支給方法

奨学金等は、派遣留学生本人またはその親権者に直接支給します。

なお、留学期間が長期間の場合は、必要に応じて奨学金受給の資格確認を行います。手続等の詳細は「事務手続きの手引き」にて通知します。

### (3) 奨学金の支給開始時期

平成29年7月下旬予定

※所定の書類が不備なく提出されたことが確認できた後に、奨学金の支給日を決定します。

提出された書類に不備がある場合、不備が解消された後に奨学金を支給します。

## 8. 応募する際の注意点

### (1) 書類提出先・提出期限に関する注意点

本コースへの応募は、各高等学校等を通して行ってください。応募を希望する場合は、在籍している高等学校等(または入学予定の高等学校等)の本制度担当者に相談してください。応募の際に必要な書類は、機構ホームページからダウンロードすることができます。

本要項に書かれている書類等の提出期限は、高等学校等から機構への書類提出期限となります。生徒等から高等学校等への書類提出期限は各学校において設定されますので、各学校の担当教職員に必ず確認してください。

対象	提出期限	生徒等から高等学校等への書類提出期限	高等学校等から機構への書類・電子データ提出期限
新高校2～3年生を対象とする分野		在籍している高等学校等にご確認ください	平成29年2月3日(金) 17時必着
新高校1年生を対象とする分野			平成29年4月21日(金) 17時必着

### (2) アカデミック(テイクオフ)新高校1年生に応募する際の注意点

平成29年度に高校1年生相当の学年に進学・進級する生徒については、応募できる分野に制限があります。下表を参照の上、誤りのないよう応募してください。

対象	分野	アカデミック(テイクオフ)新高校1年生向け	アカデミック(ショート、ロング)プロフェッショナルスポーツ・芸術国際ボランティア
平成28年度における中学校3年生 ・平成29年4月以降の <u>在籍校が決定している生徒(※1)</u>		応募可	応募可(※2)
平成28年度における中学校3年生 ・平成29年4月以降の <u>在籍校が決定していない生徒</u>		応募可	応募不可

※1 中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に在籍する3年生、平成29年4月に入学する高等学校等を通じた応募が可能な中学3年生を指します。

※2 平成29年4月に入学する高等学校等を通じて、平成29年2月3日(金)17時までに応募する必要があります。

### (3) 高等専門学校に在籍している学生が応募する際の注意点

平成28年度に高等専門学校3年次に在籍している学生は、本コースに応募することはできませんが、本制度の大学生等を対象としたコースへの応募は可能です。詳細は、各高等専門学校の担当者に御相談ください。

## 9. 審査内容

### (1) 審査の流れ

書面審査、面接審査及び動画審査は以下のとおり行います。

- ①アカデミック（テイクオフ）、アカデミック（ショート）、アカデミック（ロング）、プロフェッショナル、スポーツ・芸術、国際ボランティア  
書面審査及び面接審査の二段階で行います。



- ②アカデミック（テイクオフ）新高校1年生のみ

書面審査及び動画審査にて行います。



### (2) 派遣留学生の選考における審査の観点

本コースでは、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献しようとする意欲のある生徒等の成長を留学を通じて支援し、多様な分野・領域においてリーダーシップを発揮し、又は先駆者となる可能性を持つ人材を育成するため、下記の観点から審査を行います。

#### ①求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であるか。

#### ②留学計画について

- ・留学の目的が明確であるか。
- ・留学に対する意欲を有しているか。
- ・目的を達成させるために適切な「留学先」「留学期間」「授業や活動内容」であるか。
- ・自分で計画したアンバサダー活動や自主活動が盛り込まれているか。
- ・留学計画が実現可能な内容であるか。
- ・留学で得た成果を将来に生かす計画があるか。
- ・エヴァンジェリスト活動が計画されているか。
- ・留学のための準備が適切になされているか。

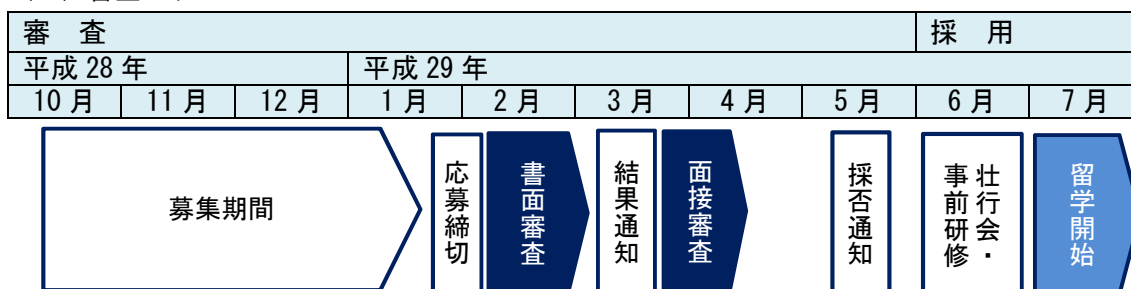
#### ③応募生徒等について

- ・独自の視点や考えを有する人材かどうか。
- ・留学に対する強い意欲を有し、高い志を持った人材かどうか。
- ・未知の事柄を主体的に学ぼうとする気持ちがある人材かどうか。
- ・相手に好感を与える話し方、聴き方ができ、状況に応じて柔軟に対応することができる人材かどうか。
- ・留学先もしくは帰国後に、周りの人間に影響を与え、巻き込むことができる人材かどうか。
- ・帰国後、自身の留学経験や留学成果を社会や周囲に還元する意思を持つ人材かどうか。
- ・環境や文化の違いやトラブル等に対応できる人材かどうか。



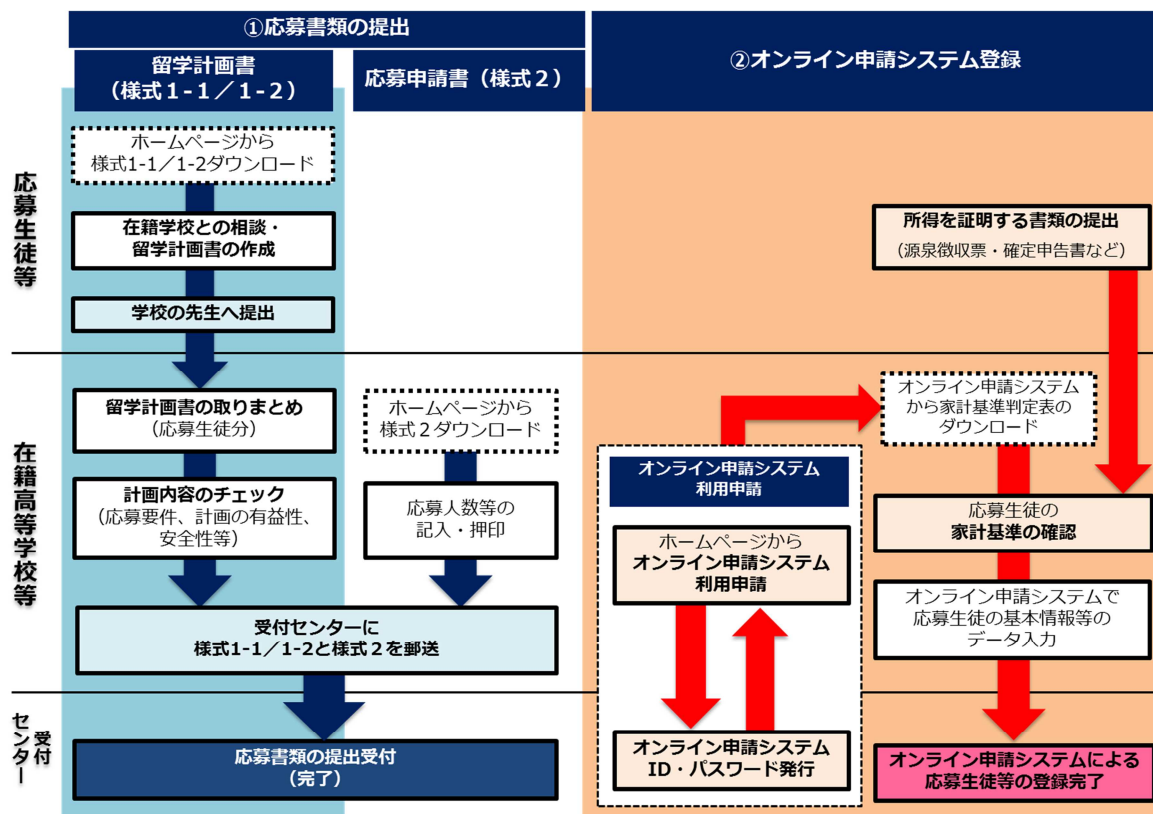
10. スケジュール、応募書類の提出（アカデミック（テイクオフ）新高校1年生以外）

（1）審査スケジュール



①応募書類の提出	平成 29 年 2 月 3 日（金）17 時必着	
②書面審査の実施 （一次審査）	平成 29 年 2 月中	
③書面審査結果の 通知	平成 29 年 3 月上旬 ※在籍高等学校等を通じ通知します。合格者には、面接審査の開催日程・ 場所等についても併せて通知します。	
④面接審査の実施 （二次審査）	日程	平成 29 年 3 月 22 日～4 月 5 日（予定）
	面接会場 （予定）	3 月 22 日（水）東京 3 月 23 日（木）東京 3 月 27 日（月）札幌、東京 3 月 28 日（火）東京、沖縄 3 月 29 日（水）金沢、福岡 3 月 30 日（木）仙台、岡山 4 月 4 日（火）京都、神戸 4 月 5 日（水）名古屋、神戸
	審査方法	個人面接またはグループ面接
	面接審査 に係る 注意点	○面接審査は、書面審査の合格者に対してのみ実施します。 ○上記日程はあくまで予定です。応募者数に応じて変更する 可能性があります。 ○面接審査の会場は、在籍している高等学校等の所在地、本 人の居住地及び対象人数を考慮の上、機構が指定し、在籍 高等学校等を通じて通知します。指定された面接会場は原 則変更できません。 ○面接審査に伴う交通費等は、応募生徒等の自己負担としま す。
⑤採否結果通知	平成 29 年 5 月中旬 ※在籍高等学校等を通じ通知します。	

## (2) 応募書類提出の流れ



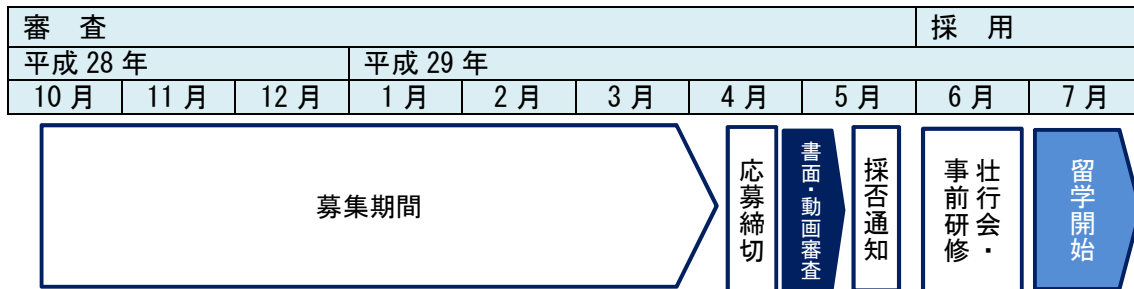
## (3) 応募書類の提出

応募書類 ダウンロード ページ	官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～【高校生コース】 <a href="https://tobitate.jasso.go.jp/document-koukousei/">https://tobitate.jasso.go.jp/document-koukousei/</a>
提出締切日	平成 29 年 2 月 3 日 (金) 17 時必着
紙媒体提出先 (郵送)	テンプスタッフ株式会社(トビタテ！留学 JAPAN 受付センター) 【住所】〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋 WEST ビル 4F 【電話番号】03-4334-1242
オンライン 申請システム による登録	<p>&lt; 申請の流れ (11 月 1 日 (火) 開始予定) &gt;</p> <p>① 下記 URL に接続し、オンライン申請システム (※) を利用するためのアカウント登録を行う。</p> <p>② アカウント登録完了後、発行された ID・パスワードを使用してオンライン申請システムにログインし、「家計基準適格性判定表」をダウンロードする。</p> <p>③ オンライン申請システムより、応募生徒の登録を行う。</p> <p>※オンライン申請システムの利用開始は、11 月 1 日 (火) を予定しております。</p> <p>URL : <a href="https://tobitate.force.com/high/HighSelfRegFlowConfirm">https://tobitate.force.com/high/HighSelfRegFlowConfirm</a></p>

※担当教職員専用のシステムです。

## 11. スケジュール、応募書類の提出（アカデミック（テイクオフ）新高校1年生向け）

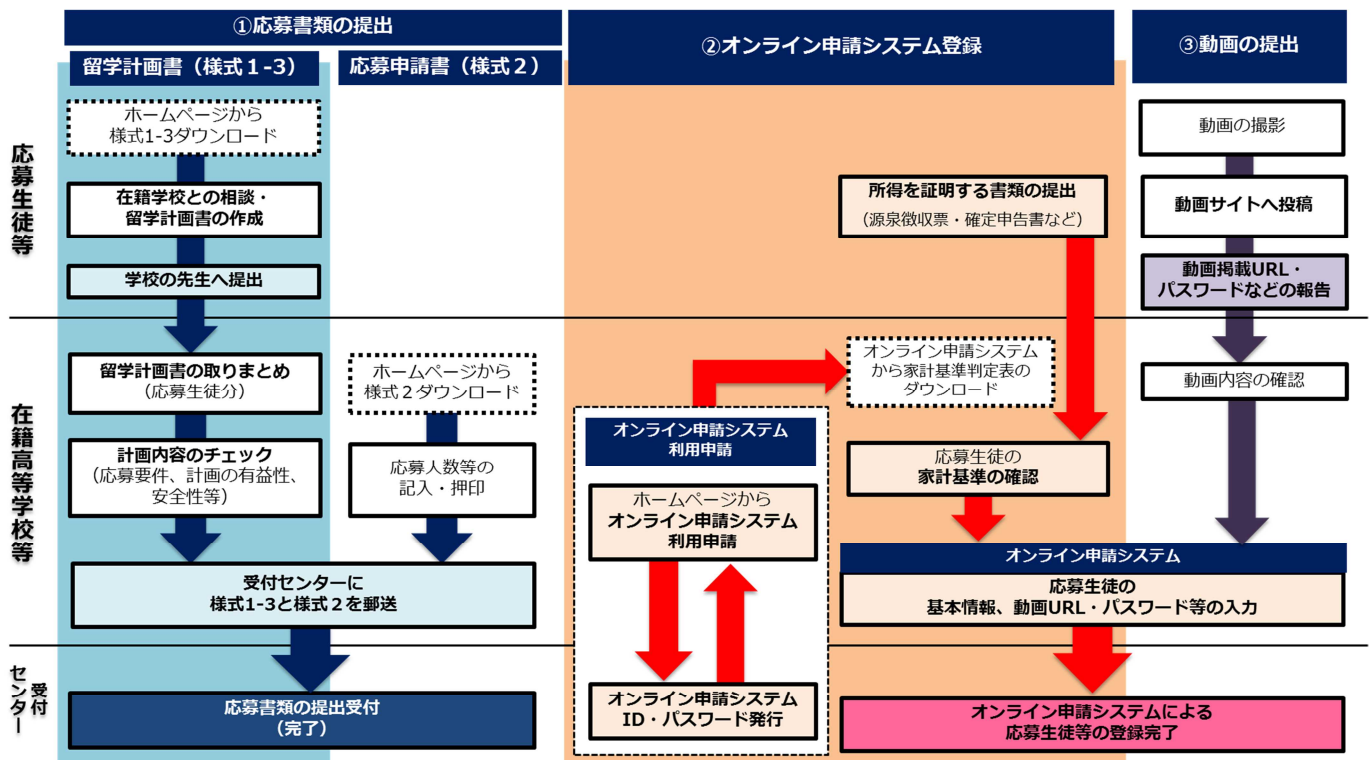
### （1）審査スケジュール



①応募書類の提出	平成 29 年 4 月 21 日（金）17 時必着
②審査の実施	平成 29 年 4 月下旬～5月上旬
③採否結果通知	平成 29 年 5 月中旬 ※在籍高等学校等を通じ通知します。
④注意事項	応募は、必ず平成 29 年 4 月に在籍する高等学校等を通じて行ってください。 ※平成 29 年 4 月に入学する高等学校等が決定している中学 3 年生も、入学予定の高等学校等を通じて応募してください。

### （2）応募書類提出の流れ

動画の撮影・提出方法の詳細は「動画の手引き」をご覧ください。



### (3) 応募書類の提出

応募書類 ダウンロード ページ	官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～【高校生コース】 <a href="https://tobitate.jasso.go.jp/document-koukousei/">https://tobitate.jasso.go.jp/document-koukousei/</a>
提出締切日	平成 29 年 4 月 21 日（金）17 時必着
紙媒体提出先 （郵送）	テンプスタッフ株式会社(トビタテ！留学 JAPAN 受付センター) 【住所】〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋 WEST ビル 4F 【電話番号】03-4334-1242
オンライン 申請システム による登録	<p>&lt;申請の流れ（11月1日（火）開始予定）&gt;</p> <p>①下記 URL に接続し、オンライン申請システム（※）を利用するためのアカウント登録を行う。</p> <p>②アカウント登録完了後、発行された ID・パスワードを使用してオンライン申請システムにログインし、「家計基準適格性判定表」をダウンロードする。</p> <p>③オンライン申請システムより、応募生徒の登録を行う。</p> <p>※オンライン申請システムの利用開始は、11月1日（火）を予定しております。</p> <p>URL : <a href="https://tobitate.force.com/high/HighSelfRegFlowConfirm">https://tobitate.force.com/high/HighSelfRegFlowConfirm</a></p>

※担当教職員専用のシステムです。

## 12. 採用決定後のスケジュール

### (1) 壮行会・事前研修

派遣留学生を対象とした壮行会及び事前研修を以下のとおり開催します。

壮行会への参加は任意ですが、事前研修への参加は必須です。

日程及び会場（予定）

東京会場：平成 29 年 6 月 10 日（土）

大阪会場：平成 29 年 6 月 17 日（土）

※参加日程・会場は、在籍高等学校等や本人の居住地等によって機構が指定し、通知します。詳細な開催日程・場所等は、在籍高等学校等を通じて連絡します。

### (2) 支給申請書類の提出

奨学金の支給を受けるためには、申請書類の提出が必要です。様式、提出方法については「事務手続きの手引き」にて通知します。

### (3) 留学報告書の提出

帰国後、原則 2 週間以内に提出してください。様式、提出方法については「事務手続きの手引き」にて通知します。

### (4) 事後研修

平成 29 年 9 月以降に順次開催する予定です。帰国日に応じた参加日程・会場を機構にて指定し、通知します。詳細については、在籍高等学校等宛てに通知いたします。

なお、事後研修への参加は必須です。

### 13. 留学計画等の変更

採用決定後に、居住地等における天災、本人や家族等の病気、在籍高等学校等、留学先機関、留学エージェント、渡航先のおやむを得ない事情により、留学内容や留学時期、留学先機関等に変更が生じることが明らかになった場合は、在籍高等学校等を通じて速やかに機構に連絡し、必要な手続を行ってください。なお、変更に伴う支援額の増額は、原則として認められません。

変更後の計画内容によっては再審査を行い、計画変更が承認されない場合や、採用取消しになる場合もあります。

### 14. 採用取消し又は支援の打切り等

機構は、以下のような場合に、派遣留学生として採用した後も派遣留学生の採用を取消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「6. (1) 派遣留学生の要件」、「6. (2) 留学計画の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 学業不振や素行不良等、「日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしくない実態があると認められた場合
- (3) 国内法及び留学先国・地域の法律に反する行為があったと認められた場合や、留学先機関や在籍高等学校等において懲戒処分を受けた場合
- (4) 本制度の社会的評価・信用を失墜させる行為があったと認められた場合
- (5) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合や、自己都合によりプログラムの途中で留学を取りやめる場合
- (6) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合

### 15. その他留意事項等

派遣留学生は、外務省の海外安全情報を利用するなど留学に当たって現地の安全情報を必ず確認し、渡航の可否や安全管理について在籍高等学校等や留学先機関に相談してください。

また、留学中も随時状況確認ができるよう、在籍高等学校等や留学先機関と連絡を密に取ってください。留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ウェブサイト [http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea\\_info/basic/](http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/basic/)

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国（地域）の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、在留届の提出は義務付けられていませんが、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができますので、必ず登録してください。

(外務省海外旅行登録「たびレジ」: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全担当)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : 03-3580-3311 (内線 2902、2903)

ウェブサイト [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center)

なお、渡航中の万一の事故に備えるため、派遣決定までに、各自で海外旅行保険に加入してください。在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高等学校等の指示に従ってください。

#### 16. 受験上の配慮申請について

面接受験者のうち、身体等に障害があり、面接審査に参加するに当たり配慮が必要となる場合は、機構はその種類・程度に応じて受験上の配慮を行います。受験に際して支援を希望する生徒等は、機構に連絡の上、申請方法等を確認してください。

#### 17. 個人情報の取扱いについて

本コースへの応募及び採用後に提出された個人情報は、本制度のためだけに使用します。この使用目的の適正な範囲において、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、高等学校等教育機関並びにその設置者、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には使用しません。

#### 18. 在籍高等学校等からの照会先

独立行政法人日本学生支援機構

「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」受付センター

【会社名】 テンプスタッフ株式会社(トビタテ！留学JAPAN受付センター)

【住所】 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル4F

【電話】 03-4334-1242

【メール】 [tobitate.ryugaku@tempstaff.jp](mailto:tobitate.ryugaku@tempstaff.jp)

【対応時間】 平日10:00~17:00

※上記の窓口は、高等学校等の担当教職員を対象としております。

応募を希望している生徒及び保護者の方は、原則、在籍している高等学校等の担当教職員にご相談ください。なお、特別な事情がある場合はこの限りではありません。